

# 学位審査報告書

新制
人
115

(ふりがな)	あらき としゆき
氏名	荒木 俊之
学位(専攻分野)	博士(人間・環境学)
学位記番号	論人博 第 29 号
学位授与の日付	平成21年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当

(学位論文題目)

現代日本における小売商業の立地変化に関する研究  
 —立地規制の影響を中心として—

論文調査委員	主査 教授      山田 誠
	副査 教授      金坂 清則
	副査 教授      伊従 勉
	副査 教授      西垣 安比古
	副査 准教授    小方 登

## (論文内容の要旨)

本学位申請論文は「現代日本における小売商業の立地変化に関する研究－立地規制の影響を中心として－」と題し、今日、社会的にも大きな問題となっている大規模小売店の新規立地や閉店、都心商店街のシャッター街化などともかかわる重要問題に取り組んだものである。その際、副題にもあるように法律・条例等に基づく立地規制が小売商業の立地変化にどのように影響しているのかという点を解明することを、その中心課題としている。その構成は、「序章 本論文の課題とそれに関連する研究の動向」、「第1章 まちづくり3法の成立とその後の立地規制の変化」、「第2章 立地規制の変化にともなう大型店の立地変化とその影響」、「第3章 開発許可条例の制定にともなう小売商業の立地への影響－ロードサイド型店舗の立地を中心に－」、「第4章 立地規制の強化にともなう開発されたコンビニエンスストアの立地変化」、「終章 結論」となっている。

序章ではまず本論文の目的について、現代日本における小売商業の立地変化を、立地規制の影響を踏まえながら明らかにすることと説明した上で、日本の小売商業の立地規制の在り方の変化を欧米諸国の事例とも比較しながら紹介し、次いで、このテーマに関連する既往の研究成果を、制度の改変に対応して設定した時期別に紹介・論評する。その上で本論文の具体的課題として、1) いわゆる「まちづくり3法」が大型店立地に対して与えた影響を解明すること、2) 開発許可条例が小売商業の立地に対して与えた影響をロードサイド型商業地の場合に即して解明すること、3) コンビニエンスストア(以下コンビニ)の立地展開を、大手商業資本による大店法への対応という側面から明らかにすること、の3点を設定している。

第1章では、1998年から2000年にかけて施行された「まちづくり3法」(市街地活性化法、改正都市計画法、大店立地法の総称)の背景および概要と、その後の経過、とりわけ2006年になされたこれらの法律の見直し(改正)に至る諸過程が概観される。序章とともに、次章以降の申請者のオリジナルな考察に至る前段階を構成する部分と考えられる。

第2章から第4章までの3つの章が、本論文の中心的な部分である。まず第2章は、上記の研究課題のうちの1)を取り扱う。ここでは岡山市と高松市という2つの県庁所在都市を対象とし(これら2つの研究対象地域は次章以下ともおおむね共通する)、そこにおける大型店の立地動向にみられる特色を、それぞれの都市で採用されている都市計画制度の違いとの関連でとらえている。その結果、従来のこれら両市での大型店の立地動向をも考慮すると、岡山市では2006年の都市計画法の改正の大型店立地への影響はあまり大きくないと考えられるのに対して、高松市ではその影響は小さくないと予測されると結論づけた。

第3章では、2000年の都市計画法改正に伴って制定可能となった地方自治体による開発許可条例と小売商業立地とのかかわりが、研究対象地域を岡山県に

絞って考察される。岡山県下全体に適用される条例と、さらに岡山市・倉敷市にそれぞれ個別に適用される条例について、その内容を検討するとともに、倉敷市内のある主要道路沿いの地区（この地区の中に含まれていた市街化調整区域での立地規制が条例により緩和された）をとりあげ、過去約20年間における住宅地図を主な資料として詳細な調査・分析を行っている。そこでは、ロードサイド型店舗の立地を促進させようとの倉敷市当局の意図が同市の条例の背景として存在したことを指摘する。

第4章では、コンビニの立地展開の実情とその要因が、岡山市と高松市を中心としつつも、岡山県および香川県の全域、さらには京都市の事例をも含めて考察される。コンビニは1店舗あたりの面積が小さいために各種の規制からはおおむね自由であり、一見すると本論文で扱われる対象としてふさわしくないようにも受け取られかねないが、申請者はコンビニのほとんどが大手商業資本の傘下にあることに注目し、コンビニの増加の一因として、大型店の新規立地規制に対する商業資本側の対応策としての側面があったことを主張する。その上で、県域を対象とする分析では、両県ともにいわゆる階層効果と近接効果の双方が作用していることが明らかになった。また市域レベルの分析では、岡山市と高松市のコンビニの立地動向の共通点と相違点が、京都市の事例をも併せ参照しながら示され、その背後に岡山市と高松市の都市計画の違いが潜んでいることも指摘される。

終章は結論的な部分であり、本論文の各章で明らかにした事実を再度提示するとともに、それらを踏まえて、今後の商業立地に向けてとるべき政策の在り方についての申請者の見解を披瀝している。そして最後に、申請者自身の今後の研究課題とすべき点についても言及して、論文全体を締めくくっている。

## (論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、今日日本の多くの都市的地域で深刻な問題となっている商店街のシャッター街化など、小売商業の立地上の変化の諸問題を扱ったものであり、テーマ設定の上できわめて時宜を得たものと言える。ただし、小売商業の立地については、申請者が主として学び、また研究成果を発表してきた人文地理学の分野だけでなく、商業学、都市計画学などの分野においても多くの研究成果が公表されており、小売商業の立地変化のすべての側面を1論文で扱うことは適切ではない。そこで申請者は本論文の目的を、小売商業の立地変化と制度的・政策的な規制との関係を説明することに置いている。このテーマは、日本の人文地理学(商業地理学、都市地理学)においても、また商業学や都市計画学などでも、まだあまり取り上げられていないものであり、このテーマ設定は学問的なオリジナリティという点でも高く評価される。

上記の研究目的を達成するために本論文で具体的に取り上げられるテーマは、大型店の立地、ロードサイド型店舗の展開、コンビニの立地の3つであり、実態調査の主たる対象とされる地域は、岡山県と香川県、とりわけそれらの県庁所在都市である岡山市と高松市である。また調査方法としては、過去約20~30年間ほどの住宅地図や電話帳を駆使して過去のいくつかの時点における各種事業所の立地状況を特定するというものが採用されている。もちろん、各時期にどのような法律・条例がどの地区に対して適用されていたかについても、厳密な検討が行われている。上記の3つのテーマはいずれも本論文の研究目的を達成するためには適切なものと考えられ、また方法についても妥当なものと言うことができる。

本論文が明らかにした点は以下にまとめられる。1)大型店のこれまでの立地展開に関しては、ほぼ類似する都市類型・規模の岡山・高松両市の間にもかなりの状況の違いがみられ、そのためこの点に対する2006年改正都市計画法の影響は、高松市においてより大きいと予測される。2)倉敷市内に新たに建設された、ある幹線道路沿線の土地利用変化を分析した結果、市街化区域部分におけるロードサイド型店舗の増加が、隣接する市街化調整区域部分への同種の店舗の立地を可能にする条例の制定を生んだと解釈される。3)コンビニの立地について、県域レベルでは階層効果と近接効果の双方が影響しているが、市域レベルでは岡山・高松両市で共通点とともに若干の相違がみられ、その違いはそれら両市における大型店の立地とも併せ考えると、両市の都市計画の在り方の違いとも関連していると解釈される。

申請者が提示するこれらの結論はいずれも妥当なもの判断され、現代日本の主として都市的な地域における小売商業の立地変化の諸問題に対して、新たな知見をもたらすものと言うことができる。また本論文の中では、申請者自身によって描かれた多くの地図が用いられているが、それらの表現法がきわめて優れている点は、本論文の価値をさらに高めている。

一方、本論文にはやや疑問を感じる点もいくつか認められた。まず研究対象

氏名	荒木俊之
----	------

地域の選定について、本論文で選定された岡山県・香川県とりわけそれらの県庁所在都市、とはまったく性格の異なる地域（たとえば大都市圏内など）を比較対象として含める必要はなかったのかといった点、あるいは本論文の結論を踏まえた上で、今後の日本の小売商業のあるべき姿と、それを実現していく際にとるべき方策について、より一層踏み込んだ提言をする必要はなかったのかといった点がそれである。また、本論文がどちらかといえば商業者の立地行動の側面に重点が置かれ、消費者の視点が不足しているのではないかとの疑問も残る。これらの点については、申請者が今後の研究の過程で正面から取り組むことによって、本論文での成果をさらに深化させていくことが期待される。

このような問題点はあるにしても、本論文は、従来必ずしも十分には扱われてこなかった、小売商業の立地変化と制度的規制の関係を正面から取り上げ、そのテーマに関して少なからぬ新知見を得たという点において高く評価すべきであり、博士の学位論文にふさわしいものと言うことができる。また本論文は商業者の立地行動とその際に適用される種々の法的規制の関係という、広義の人間・環境関係を研究しており、本研究科の設置趣旨とも整合性を有している。

よって本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成21年1月16日、論文内容とそれと関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。